

令和元年6月6日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和元年第2回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

- 2 調査の経過 6月6日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和元年第2回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「令和元年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会日前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。
その他で、議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間について、議会報告会での意見・要望について、議員の服装・履物について及び議員表彰の伝達について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和元年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

- ・議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間について
- ・議会報告会での意見・要望について
- ・議員の服装・履物について
- ・議員表彰の伝達について

2 日 時 令和元年6月6日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、武藤総務政策副部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 令和元年第2回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第1、令和元年第2回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1)付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 令和元年第2回の定例議会に当たりまして、執行部側の提案の内容について説明をさせていただきます。まず、専決処分関係6件、補正予算、条例関係が7件、契約関係が6件、市道の路線の廃止と変更が2件、人権擁護委員の推薦について5件であります。そのほか報告案件として予算の継続費の繰り越し等の手続きについて7件、それから市が

50%以上の資本を出している団体等の経営状況について、それぞれ報告させていただきたいと思ひます。内容につきましては担当から説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

武藤総務政策副部長　それでは、付議事件一覧に基づき説明を申し上げます。事件番号1番、専決処分の承認を求むることについて、平成30年度魚沼市一般会計補正予算第8号は、歳入において特別交付税やふるさと結基金などを追加した一方で、事業の実績見込みに伴う市債の減額や財政調整基金からの繰入金の減額調整を行い、歳出ではふるさと結基金等への積立金の追加等、年度末を迎えて各事業の実績見込みによる所要予算額の調整及び財源内訳の変更を行うとともに、繰越明許費予算の追加と地方債の補正についてもあわせ、平成31年3月29日付で専決処分を行ったことから、議会の承認を求むるものであります。

2番、専決処分の承認を求むることについて、平成30年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、事業勘定の歳入歳出予算におきまして、年度末を迎えて療養給付費等の実績見込みに伴う予算額の調整及び財源内訳の変更について、平成31年3月29日付で専決処分を行ったことから、議会の承認を求むるものであります。

森山総務政策部長　続きまして、事件番号3番、専決処分の承認を求むることについて、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、人事院規則の改定等により、市職員においても時間外勤務命令を行うことのできる上限を定め、平成31年4月1日から施行するため、地方自治法の規定により同条例の所要の改正を行ったことについて、議会の承認を求むるものであります。

続きまして、事件番号4番、専決処分の承認を求むることについて、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から、一部は6月1日からになります。施行となったことから、地方自治法の規定により魚沼市税条例の所要の改正を行ったことについて、議会の承認を求むるものであります。

続きまして、事件番号5番、専決処分の承認を求むることについて、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、事件番号4と同じく、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税に係る分については同年4月1日から施行となったことから、地方自治法の規定により魚沼市国民健康保険税条例の所要の改正を行ったことにより、議会の承認を求むるものであります。

武藤総務政策副部長　事件番号6番、専決処分の承認を求むることについて、平成31年度魚沼市一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算につきまして、住民訴訟に対応するための弁護士費用が必要となったため、当面必要な所要額をそれぞれ追加し、平成31年4月24日付で専決処分を行ったことから、議会の承認を求むるものであります。

続きまして、事件番号7番、令和元年度魚沼市一般会計補正予算第2号については、当初予算で計上しきれなかった、あるいは新たに対応しなければならなくなった案件としまして、プレミアム付商品券発行のほか、移住定住支援、幼児教育・保育無償化などに伴うシステム改修、また森林環境譲与税に関する所要額の追加や財源の調整を中心に予算の補正をお願いするものであります。

森山総務政策部長　続きまして、事件番号8番、魚沼市税条例等の一部改正については、地方税法等の改正による軽自動車税の規定の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 9 番、魚沼市火災予防条例の一部改正については、総務省令の改正による住宅用防災警報器等の設置の免除並びに消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 10 番、魚沼市有住宅条例の一部改正については、市有月岡住宅の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 11 番、魚沼市公営企業の設置等に関する条例及び魚沼市水道条例の一部改正については、魚沼市上水道及び湯之谷簡易水道の給水区域の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 12 番、魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正については、井戸の掘削に係る許可区分の見直し及び施工業者登録制の導入のため、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 13 番、魚沼市森林環境整備基金条例の制定については、森林環境譲与税が新たに交付されることに伴い、本市における森林整備等に係る事業の財源に充てるため、基金を新たに設置するものであります。

武藤総務政策副部長　　続きまして、事件番号 14 番、財産の取得、魚沼市庁舎ハンドル式移動書棚から、同じく 19 番、財産の取得、小形除雪車の 6 件につきましては、魚沼市の新庁舎に設置するハンドル式移動書棚 61 台、窓口木製カウンター 83 台、ロータリ除雪車 2 台、除雪ドーザ 1 台及び小形除雪車 1 台の物品調達において、購入に係る仮契約をそれぞれ締結しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

森山総務政策部長　　続きまして、事件番号 20 番、市道路線の変更については、伊米ヶ崎地区圃場整備事業の完了に伴う路線の変更並びに他路線との重複解消に伴う路線の変更について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、事件番号 21 番、市道路線の廃止については、こちらも伊米ヶ崎地区圃場整備事業の完了に伴い市道を廃止することについて、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、事件番号 22 番から 26 番まで、人権擁護委員候補者の推薦については、本年 9 月 30 日をもって 5 名の方の任期が満了となることから、再任 3 名、新任 2 名の方の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

関矢委員長　　続きまして報告案件をお願いします。

武藤総務政策副部長　　続きまして、報告案件のご説明を申し上げます。事件番号 1 番、平成 30 年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法第 212 条の規定に基づき、年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、平成 30 年度内に支出が終わらなかった通次繰越額につきまして、同法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、2 番、平成 30 年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書については、本年 2 月の第 1 回定例会で議決をいただきました繰越明許費予算と、3 月 29 日付の専決処分により追加した繰越明許費予算のうち、平成 31 年度に繰り越した額について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、3 番、平成 30 年度魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書については、平

成 29 年度から平成 30 年度に繰越明許費予算によって繰り越した内水対策事業のうち、平成 31 年度に繰り越した繰越額について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、4 番、平成 30 年度魚沼市ガス事業会計継続費の繰越については、継続費の通次繰越額につきまして、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、5 番、平成 30 年度魚沼市ガス事業会計予算の繰越についてから、7 番、平成 30 年度魚沼市下水道事業会計予算の繰越についてにおきましては、各事業会計における翌年度繰越額につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、8 番、一般財団法人魚沼農耕舎の経営状況についてにつきましては、魚沼市が資本金等の 50%以上を出資している法人及び 50%以上の債務を負担している法人について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を報告するものであります。

関矢委員長 続いて追加予定をお願いいたします。

武藤総務政策副部長 続きまして、追加の報告案件のご説明を申し上げます。番号 1 番、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の経営状況についてから、5 番、一般財団法人魚沼市医療公社の経営状況についてまでにつきましては、先ほどの一般財団法人魚沼農耕舎と同じく、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきそれぞれの経営状況を報告するものであります。また、報告に当たりましては、各法人の決算総会の日程の都合上、8 番の一般財団法人魚沼農耕舎につきましては本定例会の初日に報告を行い、追加分の 5 件につきましては本定例会の最終日の報告とさせていただきますようお願いいたします。なお、このほか、長岡地域土地開発公社を含む 5 件の報告対象法人がございますが、各法人の総会日程の関係上、9 月の定例会での報告を予定しております。

森山総務政策部長 続きまして、議長受付事件の報告等の部分で、8 番、9 番の専決処分の報告について 2 件、ご説明をさせていただきます。8 番、9 番とも和解及び損害賠償の額の決定についてであります。2 件とも車両破損事故に関するものでございます。

8 番につきましては、去る 3 月 13 日に発生した、井口新田地内の駐車場に公用車を停車させ、降車しようとした際に、折からの強風により公用車のドアがあおられ強く開いたことにより、隣に駐車していた乗用車を破損させた事故について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

9 番につきましては、去る 4 月 23 日に発生した、つくし保育園駐車場入口における横断水路に設置したグレーチングの設置不良によることが原因となった乗用車破損事故について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

関矢委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 1 番から 7 番までの専決処分の承認を求めることについてと、令和元年度の一般会計予算のところの説明ですけれども、その中で専決処分した日を説明されたところと、

公布年月日を説明して専決処分の日を言わなかったのとあるんですけれども、できれば統一した形で、例えば専決処分した日があるのであれば、その日をここで報告いただけたらと思ったことと、3番の人事院規則は公布の日ですとか、国のほうでいつ規則が改正になった等の説明もなかったので、できれば同じような説明の仕方をしてくださると助かると思うんですけど、そのあたり今お答えできますでしょうか。

森山総務政策部長　説明が統一できていないというご質問をいただきまして、大変恐縮しております。今後、こういうことのないようにしたいと思います。専決処分につきましては、6番を除き3月29日付で行っております。それから、3番の職員の勤務時間、休暇等の関係でございますが、人事院の関係では昨年10月に人事院のほうで報告を出し、その後、人事院の規則を改正し、この4月1日から国のほうでは実施しております。それを受けて、新潟県もそうですけれども、本市においても3月29日付で専決処分を行って、4月1日から実施をしているということになります。

渡辺委員　6番のところの平成31年度魚沼市一般会計補正予算の第1号と7番の令和元年度魚沼市一般会計補正予算の令和元年と、ここの元号が変わることについては、議会の呼び名のことについては以前に説明を受けているんですけれども、このことについてはどこかで報告なり説明を受けていましたでしょうか。

佐藤市長　元号については既に国のほうで示しておりますので、5月1日以降は令和元年、4月中は平成で取り扱いをさせていただいておりますので、このことについての差はないものと思っております。専決処分につきましては、実際、予算でありますので専決処分日から取り扱いになるということでありまして、条例については将来にわたっての変更でありますので、当然施行日が出てくるということでありまして、今ほどの条例の関係についても公布の日からということになると旧年度ということもありますので、そういうことで施行日が決まっているということでありまして、予算につきましては施行日がありませんので、専決処分日が予算の取り扱い日になります。そういったことで7番については議会の議決案件でありますので、議会の議決の日からということになります。そういったことで取り扱いをさせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

関矢委員長　ほかにございませんか。(なし)なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長　(資料「令和元年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

関矢委員長　ただいま説明のあった議長受付事件について質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって、議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、(2)付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　(資料「令和元年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」の取扱(案))

について説明)

関矢委員長 事務局長の説明のとおり取り扱い案でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件の取り扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することとしたいというものでございます。

関矢委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決定することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

(3) 議員派遣について

関矢委員長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。お手元の配付資料のとおり、1番、7月11日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会評議員会への参加。2番、7月30日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会総会への参加。3番、8月6日の令和元年度中越地区市議会合同議員研修会への参加の3件については議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、ただいまの3件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

このあとの日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があれば先に行い、なければこれで執行部からは退席願うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 ありません。

関矢委員長 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) ないようですので、執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:29)

執行部退席

再 開 (10:30)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) その他

・議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間について

関矢委員長 日程第4、その他を議題とします。まず、議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間についてを議題といたします。魚沼市議会では、慣例により議長及び副議長は2年で改選をしています。これに伴い、魚沼市議会基本条例第12条第2項及び魚沼市議会議長・副議長選挙の所信表明に関する内規第3条の規定に基づく所信表明を実施することになりますが、同内規第2条第4項の正副議長が欠けた場合の所信表明の届け出は、あらかじめ議会運営委員会で定める期間までに行わなければならないこととなっていることから、この届け出の期間は一般選挙後初めて行われる議長選挙と同じく選挙の実施日の前日の正午である7月2日正午が適当と考えますが、このことについて協議いただくものです。ご意見がありましたら発言を求めます。(なし) ないようですので、お諮りします。今定例会において、議長・副議長選挙の所信表明の届け出は、それぞれ7月2日正午までに議会事務局に提出することで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

・議会報告会での意見・要望について

関矢委員長 次に、議会報告会での意見・要望について協議願います。議会報告会実行委員会より意見・要望の取り扱いについて、別紙のとおり報告がなされました。議会運営委員会での課題とされた1項目について、その取り扱いを協議いたします。事前に私と事務局で検討を加え、取り扱いの区分、案Aを記入済みです。これについて検討願います。意見・要望の取り扱い区分のナンバー4、入広瀬地区より出された課題であります。課題というよりは要望になるかと思われま。出張議会ができないかのご意見でありました。法的に可能か否か確認する時間も必要でありましたので、貴重な意見として聞かせていただきますと答弁させていただきました。本件につきましては、配付資料がありますので、事務局に説明を求めます。

磯部議会事務局次長 (資料「<要望事項>出張議会ができないか。」により説明)

関矢委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。(なし) なければ、質疑を終わります。以上の1項目であります。事務局の説明を参考に、取り扱いについて皆さんのご意見を伺います。しばらくの間休憩とし、委員間の自由討議により取り扱い等を協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:38)

休憩中に自由討議

再開（10：40）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。当委員会に振り分けられました1項目、意見・要望の取り扱い区分、ナンバー4につきましてはAとすることにご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

・議員の服装・履物について

関矢委員長 次に、議員の服装・履物についてであります。本件は、課題とされた議員の服装、履物に曖昧な点があり、はっきりしないのではないかとの意見があり、議会運営委員会で再度検討するものとされ、前回の議会運営委員会から継続協議とさせていただいたものであります。今回、会派代表者会議で各会派のご意見を伺わせていただきたく依頼をさせていただきました。資料がまとまりましたので、事務局から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「各会派等の検討課題について 各会派等の意見」「三沢市議会議員服装規則」により説明）

関矢委員長 ただいまの説明に質疑はありますか。（なし）なければ、皆さんからご意見等をいただきたいと思えます。各会派の意見を見ていただいて、各会派の代表がおられますので質疑等があればお答えいただけたらと思えますが、よろしく願いいたします。

渡辺委員 結果の欄に議長の助言が書いているわけですが、私たちしんせいクラブも議会の品位を保つ服装とするということくらいにとどめておいていただいて、以前の議運の中でも言ったんですけれども、市民のほうから指摘を受ける場合というのは、大体その方がどなたであるかわかると思えますので、そういったときにその方を呼んでいただいて、きちんとそのことを注意していただかないと、なかなかその方に伝わらない。それでもその方がなかなか直らないというのであれば、それはまた別の問題であると思えますので、やはり服装については、これだけ個人の人権ですとか自由とかが言われている中で、今ほど三沢市議会の例も見させていただきましたけれども、最終的には廃止されたというような規則をここで魚沼市議会がつくっていいものかと思うと、議長の助言どおりで私はいいかと思えます。

関矢委員長 ここで、しばらくの間休憩とし、委員間の自由討議といたします。

休憩（10：46）

休憩中に自由討議

- ・議会であるべき服装のスタンダードを確認していただきたい。
- ・各会派の意見を見ると基本は背広、ネクタイ着用で、クールビズ期間はクールビズ対応。場合によってはクールビズ期間であっても背広、ネクタイ着用という原則と受け取れる。
- ・服装規則は不要だが、申し合わせや会議録に記録して残してはどうか。
- ・規則はつくり、全員協議会で議長から具体的な線引きを周知してもらう。

- ・市民からの指摘があったら議長から個別に注意してもらおう。
- ・本会議、委員会では、作業着は禁止すべきである。
- ・作業着は議会でも必要な場合がある。それ自体を規制するものでなく、その場に合った対応の中での着用はあるが、常に作業着であってもいいというものではない。
- ・着用するなら、魚沼市議会で決めている作業着（防災服）とすべき。
- ・ケースバイケースであるが、基本は背広やスーツとし、有事の際は魚沼市議会の防災服を着用する。

再 開（11：06）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に皆様方から検討いただきました。委員長として取りまとめさせていただきます。本件は、具体的に禁止の服装や履物を規定するものではなく、議員としての資質の問題として、品位を保つ服装、履物を着用するものとし、目に余る場合は議長から注意をしていただく。なお、意見のあったTシャツ、ポロシャツ、作業着等、履物はサンダル、草履等は控えるべき。また、議長、委員長の指示による場合は指定された防災服又は作業着を着用する。このことについては、全員協議会で周知をさせていただくこととします。以上のまとめとさせていただきますが、ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

・議員表彰の伝達について

関矢委員長 次に、議員表彰の伝達等について協議願います。このたび議員表彰を受けられた方は、議員として10年以上その職にあった者として、本田篤議員が全国表彰及び北信越表彰のいずれも在職10年以上表彰を受賞されました。その伝達を本会議最終日の7月3日に、追加議案として予定される議会の人事案件に移る前の執行部が在席中に行うこととし、その間に休憩として行いたいと考えますが、この件について協議願います。また、慣例により、表彰の祝賀会を最終日に行うことについてご意見等があればお願いします。（なし）それでは、市議会議長会の表彰伝達式及び祝賀会を7月3日、最終日に行うことでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

その他、協議事項等はありませんか。（なし）なければ、本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会（11：08）